

津山市の建設リサイクル法の届出方法

届 出

工事着手の7日前までに届けてください。

- ① 工事着手とは、仮設工事(仮囲い等)準備工事にかかる初日。
- ② 工事の着手日は、届出が受理された日の翌日から7日目以降になります。

届出に必要な書類

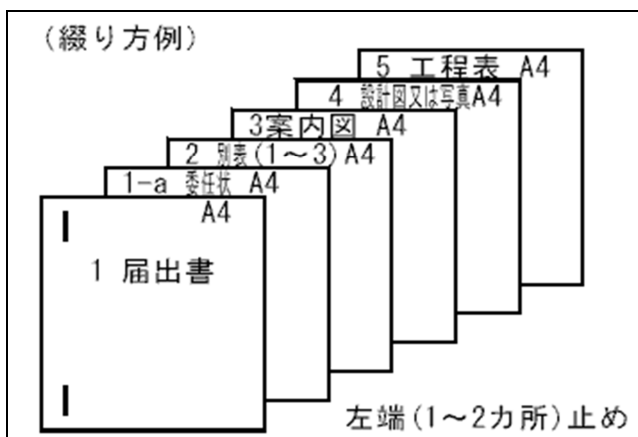
- ① 「届出書」(様式第一号)
 - a 委任状
 - ・代理者が届け出する場合必要
 - ・委任者の押印必要
- ② 「分別解体等の計画等」

別表 1,2,3 のうち該当するもの
- ③ 案内図

住宅地図又は都市計画図
- ④ 添付図書

設計図(立面図等)

(解体工事で図面が無い場合は写真可)
- ⑤ 工程表



※変更届出書(様式二号)の場合も、a及び②~⑤の添付が必要です。

届出書の提出

- ・ 受 理 審 査 : 担当者が窓口で書類の記入漏れをチェックします。
(届出書の記載内容に不明な部分等がある場合は、1週間以内に連絡します)
- ・ 届出済証交付: 届出書受理後、届出書の写し及び届出済証(ステッカー)を交付します。

工 事 (届出済証を表示した後、工事着手)

- ・ 現場への表示: 届出済証(ステッカー)及び「建設業の許可証」又は「解体工事業者登録票」を公衆の見やすい位置に表示

↓

- ・ 工事着手(分別解体が必要)

↓

- ・ 工事完了

届出対象となる建築工事

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ①建築物の解体工事 | 延べ床面積 80 m ² 以上 |
| ②建築物の新築・増築 | 延べ床面積 500 m ² 以上 |
| ③建築物の修繕・模様替 | 請負金額 1 億円以上 |
| ④土木工事等 | 請負金額 500 万円以上 |

※ 提出・問い合わせ先

津山市 都市建設部 都市計画課 建築指導審査係

TEL 0868-32-2099

FAX 0868-32-2155